

北上市立二子小学校・更木小学校統合検討委員会規約

(設置)

第1 市立二子小学校及び更木小学校の児童の持続的で適切な教育環境を実現するため、北上市立二子小学校・更木小学校統合検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事項等)

第2 検討委員会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 両校の統合に係る手法や時期等に関すること。
- (2) その他子ども達にとって持続的で適正な教育環境の実現に関すること。

(組織)

第3 委員会は、委員20人以内をもって組織するものとし、その内訳は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 当該小学校児童保護者又は未就学児保護者の代表者 8名
- (2) 当該学区の中学校生徒保護者の代表者 2名
- (3) 当該校の地域住民の代表者 10名

(任期)

第4 委員の任期は、所掌事項の協議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 検討委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、所属組織があるときは、所属組織へ意見の聴取等を行い会議にあたるとともに、委員会での決定事項について所属組織へ伝達を行う。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。
- 6 検討委員会にはオブザーバーを置くことができる。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、教育委員会教育部総務課において処理する。

(補則)

第8 この規約に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附則

この規約は、令和8年5月19日から施行する。